

議員提出議案第1号

土地・家屋に係る固定資産税の減額課税措置等の継続を
求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

平成27年2月9日提出

南相馬市議会議長 平田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	水	井	清	光
賛成者	南相馬市議会議員	岡	崎	義	典
〃	〃	門	馬	和	夫
〃	〃	奥	村	健	郎
〃	〃	田	中	京	子

土地・家屋に係る固定資産税の減額課税措置等の継続を求める意見書（案）

南相馬市では、東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された市内の小高区を中心とする避難指示区域について、平成28年4月の避難指示解除を目指し、住民の帰還のためのインフラ整備や生活関連サービスの確保を進めるとともに、避難指示区域以外の地域においても、生活基盤や産業基盤の再生のための取り組みを全力で進めているところです。

そのような中、地方税法の規定による土地・家屋に係る固定資産税の2分の1減額課税措置については、課税免除区域から除外されてから原則3年度分とされていますが、原発事故から間もなく4年が経過しようとしている現在でも、原発事故が終息していないことや放射線への不安などから、依然として2万人もの市民が市内外での避難生活を強いられています。市内に居住する市民についても、仕事や生活、そして放射線に対する不安等を抱えながら、精神的、身体的にも苦しい生活が続いており、原子力災害によって失われた生活やなりわいを取り戻すまでには至っておりません。

また、地域経済を支える商工業等についても再開ができない事業者が多く見られるなど、原子力災害により土地・家屋の本来の効用の低下・喪失及び使用上の支障が生じています。

よって南相馬市議会は、政府関係機関に対して、下記事項について強く求めます。

記

- (1) 本市の実情を鑑み、平成27年度以降についても減額課税措置を継続すること。
- (2) 市条例による土地・家屋に係る固定資産税の税負担の軽減に伴う減収分についても、震災復興特別交付税を継続して交付すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年2月9日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
復興大臣 様

議員提出議案第2号

平成27年産米の作付方針に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年2月9日提出

南相馬市議会議長 平田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	太田 淳 一
賛成者	南相馬市議会議員	岡崎 義典
〃	〃	門馬 和夫
〃	〃	但野 謙介
〃	〃	田中 京子

平成 27 年産米の作付方針に関する意見書（案）

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく 4 年が経過しようとしているにもかかわらず、津波に被災したり放射性物質に汚染された農地や農業用施設の復旧・復興はようやく始まったばかりの感が否めません。

安心安全な農作物の生産再開のためには、放射性物質に汚染された農地等の一刻も早い除染が必要です。

しかし、農地等の除染については、本市復興の重要な柱に位置づけられ、かつ水稻の作付再開に向けては農地等の除染完了を前提とする方針が以前から示されていましたが、いまだに完了の見通しは立っておりません。

また本市において、平成 25 年産米の一部に放射性物質の基準値を超過した米が発生しましたが、その原因については福島第一原子力発電所の瓦れき撤去に由来する可能性が指摘されているものの、国においてもいまだにはっきりとした原因の特定がなされておりません。

このように、昨年からの作付環境の改善に何ら進展が見られない状況にあることから、作付再開に当たっては、市内農業者の一層の不安や不信を招いているとともに、このような状況下での作付が、新たな風評被害につながることも懸念されています。

よって南相馬市議会は、政府関係機関に対して、下記事項について強く求めます。

記

- (1) 全量生産出荷管理の方針を平成 27 年産米の作付に当たっても継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 27 年 2 月 9 日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様
農林水産大臣 様
復興大臣 様

議員提出議案第3号

営業損害賠償の継続を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年2月9日提出

南相馬市議会議長 平田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	渡部 寛一
賛成者	南相馬市議会議員	中川 庄一
〃	〃	鈴木 昌一
〃	〃	荒木 千恵子
〃	〃	渡部 一夫

営業損害賠償の継続を求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく4年が経過しようとしているが、廃炉に向けた作業はトラブルが続き、依然として地域住民の不安は解消されていない。

そのような中、国と東京電力は、営業損害賠償を平成28年2月で打ち切るとの案を示したが、これは前例のない原子力災害の特殊性と規模、そして被災事業者の苦境や将来への不安を全く考慮していない判断であり、断じて認めることはできない。

そもそも原子力損害賠償紛争審査会は、営業損害の終期について「基本的には被害者が従来と同様の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的」と指針を示している。これは避難指示の解除があったとしても、損害が継続すれば賠償の対象となるとしたものであり、今回、国と東京電力が示した素案の考え方は、この指針から大きくかけ離れていると言わざるを得ない。

本市の事業者は、顧客開拓、商圈拡大、業種転換、新サービス提供等の経営革新や各種補助金等を活用することで、一刻も早い復旧・復興のため懸命な努力を行っているが、原発事故に起因する著しい経営環境の悪化は営業活動に重大な支障をもたらし、残念ながら事業所の自助努力のみでは到底対応できない状態にある。

そのような状況下での賠償打ち切りは、辛うじて支えられていた事業意欲を一挙に打ち消しかねないものである。

よって南相馬市議会は、原子力発電所事故に係る営業損害賠償に関して、下記の事項の実現を強く求める。

記

- (1) 営業損害賠償を平成28年2月で打ち切るとの案を撤回し、被害の実態に即した公正かつ公平な営業損害賠償を継続すること。
- (2) 一方的に賠償終期を設定することなく、従来と同様の営業活動を営むことが可能になるまで、営業損害賠償を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年2月9日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
資源エネルギー庁長官 様